

公務員以外の労働者の労働組合については、労働委員会が救済機関としてやはり大きな役割を果たしていますし、労働基準監督署もそれなりに大きな役割を果たしています。

それに比べて、公務員における公平委員会なり人事委員会の役割というのは、本当にお粗末としかいえないようがありません。行政権力がやる事を追認するだけの役割しか果たしていない、というのが現状です。最近、特に行政手続法が出来まして、行政手続の「公正」についての問題意識が高まっています。そして、公平委員会や人事委員会の役割や現状についても問題にされつつあるという状況にあります。

処分の違法性は明白

市芦の公平委員会の闘争については、ほぼ終盤を迎えているという状況で、昨年三月、神戸地方裁判所に、公平委員会の審理を続けながら本裁判を提訴したという経過になっています。

本来なら公平委員会までこまで来たんですから、そこでの裁決を求めようという事になるんですけども、提訴の大きなきっかけとなったのは、やはり長瀬さんの件の裁決です。裁判はまだ始まったところ、という感がありますが、かなり速く進むと思います。

しかし、市芦については事件数が多い。河村さん、深沢さんの処分、それから鈴木さんの処分、それからあと六人の方に対する処分、それから深沢さんの処分と、この一連の処分を全部訴訟に出すわけですから、書面の量は増えざるを得ません。ただそういう事件にしておはかり整理された形で、かなり速いスピードで進んでいるという事は言えると思います。

一方で公平委員会は公平委員会でやりながら、裁判は進む、という格好に今はなっています。公平委員会の審理の方はほぼ終盤を迎えましたから、今年中にはおそらく終わるという見通しになるだろうと思います。さあ、その我々が突きつけるものを公平委員会がどういう風に受けとめるんだらうかと。長瀬さんの事案に対するのと同じような薄っぺらな理屈で蹴飛ばすつもりだらうか。まさに「公平委員会」の存在意義が問われていると思います。

いよいよ裁判の方も本格的に始まりました。毎回厚い準備書面を出してきていますが、あまりにも書くべき事が多くて、量が多くならざるをえないわけです。いかに問題の多い処分であったか、書面を書いていて痛感します。

こういう様な皮肉な事を言う裁判官がおります。弁護士を書く準備書面で、「何々が明らかでないですか」と非常に驚いておられました。要は、教員がこんな形で身分を奪われていくという事は、教職員組合にとってみれば根本的な問題にかかわることじゃないかというご意見です。

それから他にも大学の先生方も、特に市芦でこういう事が行われた、という事に非常に驚きを示されています。その意味合いはどうも二つあるようでした。一つは高級住宅地を持つ文教都市というイメージのある芦屋で、そんな乱暴なことが起るんだらうか、ということのようです。それからもう一つは、「全国で初めての女性市長を生んだあの芦屋で」という驚きです。要するに、全国で初めて女性市長を生んだ自治体というのは、非常に進歩的というか、民主主義がかなり進んだ自治体、というふうな印象がどうもあったようなんです。そういう意味では、例外なく言っているほどこの事件は驚かれて受けとめられていました。ところがですね、全国的な教職員組合というレベルでは、大きな問題としては扱われない、という現実があります。もし市芦のような形での教員の身分保障が軽々しく扱われて、教員の身分が簡単に奪われてしまうことになると、教職員組合だけでなく、教員としての生命線にかかわる問題になるだろうと、それだけ深刻な問題として受けとめべき大問題だらうと、というふうに思っ

らかである」とか、あるいは「明白に何々だ」とか、こういう表現がよく出てくる、しかし、そういう書面ほど「明らかでない」ものはありません、とこう言うんですね。

確かに、この指摘が当たっている場合もあります。しかし、市芦の準備書面を書いてみると、本当に自信をもって「明らか」と断言できるんですね。どう考えても負けようがないと言っんですか、それだけ書いてあることに確信が持てるというのか、これをもし覆す理屈があるんやたら出してみる、というぐらゐの感じの書面になるんですね。公平委員会での前田校長とか小林管理部長の証言を聞いていますと、こんなんでよく処分したなと思います。とにかく書くことがいっぱいあります。今度六人の方々の処分についての準備書面を出しますが、おそらくどれを見ても、それを読むだけで勝訴判決が取れるんじゃないかと思えるぐらいの内容になっていると思います。裁判用の文章ですから少々読みにくいかも知れませんが、できれば読んでいただきたいなと思います。

ところで、今後の裁判の見通しですが、普通なら長々とした訴訟が予想されますけれども、この市芦の件については、ほぼ証拠的に出尽くしているわけです。

あんまり長々とした事実調べというのか、証拠調べはやらなくても判断が十分可能だとい

元気に闘い、展望を切り開こう

問題の本質は、先程の北野さんの話ともかなり共通すると思います。元々大鵬薬品では労働組合そのものを認めませんでした。労働組合を作るために旗を揚げた人たちをそもそも人間として扱わないという対応でした。全く同じだと思っんです。芦屋の教育行政も、教員も生徒も人間として見ずに、まるで物のように扱っていると思います。

翻って考えてみますと、大鵬薬品の対労働組合の態度は、会社経営という点から見ても馬鹿げていると思います。本当は、企業にとってみれば、こういう労働組合の存在は一番大きな宣伝材料になるはずなんです。一般消費者という立場で見ましたら、この大鵬薬品労働組合が会社の中にある以上はですね、その会社の製品は信頼できるというふうな思っんです。まず薬の安全性が会社内部で厳しくチェックされているわけです。

同じように、私は教職員組合、これは人間を大事にするという組合がその自治体にあるということは、逆に人間を大事に扱ってくれる教育をしてくれる、という保障になっていると思っんです。だから、本当は権力者なり、資本家というのは自らに逆らうものを非

うことになると思います。比較的短期の間に裁判所に判断させることが出来るんじゃないかと思っっているんです。

今のところ、市教委の方からまともな反論が実は出ておりません。これから一体どんな反論をするだらうかと楽しみにしているところです。

教員の生命線にかかわる転職処分

この市芦の件の最大の問題というのは、やはり「教員の身分保障」という問題だと思っます。現場の教員の身分を奪ってしまうというところが、こんなに簡単に出来ていいんだらうかということ。特に、指導員という身分で動かされた七人の方の問題です。鈴木さんの場合は指導主事ということですけれど、しかし一〇月一日付の異動という異動に異例な処分、これはこれで別の問題があります。七人の人たちは指導員ということで、一般事務職に配転させられました。これは前代未聞です。「指導主事」は耳にすることはありますが、「指導員」なんてあまり聞いたことがありません。

この前代未聞の問題について、私たちも組合の人たちと一緒に多くの方々の意見を聞いてきました。元々、古くからの日教組の顧問をしておられる深田弁護士も「これは大変な

常に嫌う訳ですけれども、本当は逆にそういうものがあるということは、それぞれの存在基盤を積極的に裏付けているんじゃないか、とも思っています。ところが、権力者や資本家は自分に逆らうものを嫌って、徹底的に排除するんですね。これは逆効果だと思えます。逆に、会社に徹底的に逆らう労働組合が厳然としてあるということは、会社が信頼される基盤になるはずですよ。

市芦も同じで、本当を言うと、芦屋市もこれだけ人間を大事にする教育が昔から続けられておいて、今でも厳然としてあるんだ、という事を芦屋の教育の売物にすべきだろうと思っています。権力的に教師を排除して、管理教育を押しつけることを売物にするんじゃない、本当に人間を大事にする教育が芦屋で行われているんだ、という事を本来の売物にすべきなんだろうと思えます。

悲しいかな、労働をめぐる全般的状況があまりよろしくないものですから、非常に限られた人たちの闘いで切り開いていかざるを得ないという状況があります。これは、大鵬薬品、市芦だけに限らず、我々が関わっている他のいろんな運動の面でも同じ状況があります。まあしかし、やっている内に何らかの展望は開けていくんだらうと思えます。大鵬労組の闘いが我々を本当に力づけてくれます。毎年大鵬の組合の集りに参加しますが、今や、

会社はいかに少数組合であっても、無視できない存在として扱わざるを得なくなっています。それ以上に、組合の顔色を伺いながら会社が対応している状況まで至っているようです。こういう状況が出来ていっているというのは、やっぱり、いかに少数で、いかに孤立させられていようと、長く元氣な闘いを続けておれば、展望は開けていくんだらうということを示していると思えます。

そしてまた闘いは、元氣でかつ楽しくやらなければならぬと思えます。北野さんの話のとおりと思えます。市芦の先生方も、私たちも含めて、実に楽しく元氣に闘っておられます。そういう気持で最後の勝利までがんばっていただきたいと思えます。いずれにしても、市芦は公平委員会ではまさに終盤を迎えています。また、裁判も始まったばかりですけど、山場を迎えています。恐らく今年が一番重要な年だと思えます。

裁判に勝つ、公平委員会で勝つというのは非常に大事なことですけれど、それ以上に芦屋市にギブアップさせるところにもっていく、それが最終目標だろうと思えます。そのためには、公平委員会なり裁判での闘争も大事ですけど、この問題が単に芦屋だけの問題ではなく、全国的に大事な非常にシビアで根本的な問題だという認識を広げて、共通の問題として芦屋を取り囲んで、大衆運

最前線の闘いに 値打ちをつけて

園田学園中等学校教職員組合
書記長 木島 行雄

市芦とのつきあひもずいぶん長いなあと思ひまして、この公平審闘争も一〇年近くになるんだなあと思ひて聞いておりました。

丁度、一九七四、五年あたりに、兵庫県では解放教育運動がかなり盛り上がりつつありました。その当時、私たちの学校は出遅れておりまして、その前に、市芦を含めた多くの「生徒の側にたつ教育」を考えようと言う教員の方が随分おられたと思ひます。

そういう方が、今はもう聞くこともあまりなくなりましたが、阪同教や同和教育研究集会の中でいろんな発表をされていまして、それを聞きながら、何か自分たちもやらなあかんなどということ、学校の中で取り組んできたわけですね。

その中には奨学金の闘いもありました。学校の中には解放研、朝問研や障害を持つ生徒たちの集会などが、子供らの手でも組織され、教員の方でもまけんようにと、まねごとで取り組んできたと思ひます。そうこうしているうちに、周りを見渡した



ら、もう前におられた先輩の教師たちが処分をくらひ、配転をくらひ、どんどんおられなくなりなりました。そうこうしているうちに、最後に残ったんでしょか。

日本育英会奨学金というのがあり、エリートを育てたいらしいんですが、いろいろなエリートがあり、点数をとれる子どもだけがエリートじゃなくて、いろんな意味での優秀な人間というのがいる。そういういろんな見方というのを市芦の先輩の教師たちに教えられてきたと思ひています。

そういうのがどんどんなくなっていく、最後に日本育英会でも、生徒のことを文章で書く「文章記述」で取り組んでいたのですが、「文章で書かずに、点数で」ということを言われてきて、裁判ということになりました。それも解決したなあと思ひていましたら、今度は市芦で処分があり、次はうちかなあという風にも思ひておりました。

そんな中で、長い闘争の中で、ちょっと値打ちをつけてほしいことがあります。

動的なところで実質勝利していかないと、本当の意味での昔の芦屋の教育は戻ってこないんじゃないか、と思ひます。今年是非常に大事な年になると思ひますので、引続いてよろしくお願ひ申しあげます。

活動日誌(抜粋) 1986.3.14~4.14

- 3・14 事務局会議。
- 15 市芦定員内進路保障要求の市民ピラ配布 県下争議団・争議組合交流会。
- 19 市芦入試定員内で四名不合格(定員二二〇名、八九名受験)。事務局会議。
- 21 市芦分会、芦教組交流会。
- 23 兵高教中央委員会。
- 26 市人事異動内示、麻田先生市芦復帰。
- 27 分会、救援会、支援する会で共同声明。
- 28 芦教組・分会合同の市芦管理職への抗議交渉。
- 29 『季刊教育法』一〇五号で、市芦処分の「異職種への転職」の違法性を取りあげ、教育法学者(兼子、神田、土屋三氏)の鼎談が掲載。(意見書として提出予定) 分会、事務局会議。
- 4・1 麻田先生市芦復帰。通信No.84発送。
- 4 法対会議。
- 11 第二リーフレット刊行(本号に同封)。
- 12 弁護団会議。
- 14 救援会幹事会。麻田先生復帰報告激励会。

一つは、教員から指導員への転職について、今までだったらあり得なかつたんですけど、去年ぐらひからこういう発想は出てきています。日経連などの新六カ年計画などが出て、経営者は自由に配転できると。

それから、労働法の改悪が提案されており、たぶん大リストラ、首切り、出向ということが行われてくるんだらうと思ひますので、市芦のみなさんはその前線におられるわけですから、全国に知らせていく必要があるんじゃないかと思ひます。

もう一つは、彼らは何をしたかかという、子どもの前から教師の姿を消したかかと思ひているんです。子どもの話を聞いて、それを何かに変えていく奴やと、いうことだと思ひます。子どもから教師を奪うということとは一体何か、ということは我々も考えないといけないなあと思ひます。

もう、子どもの姿が見えない、そういう学校になつていっているのではないかなあと思ひます。一日何時間かの時間を過ごしているだけというのが今の日本の教育の現状じゃないかな、という風に思ひます。

そういうところにこの問題の本質があるんじゃないかと思ひます。あんまり手助けはできておりませんが、積極的にアピールしていただきたいと思います。最後までがんばってください。

集会決議

公正裁決・早期復帰を求める

一九八六年九月二九日、芦屋市教育委員会による「教育改革」を名とする弾圧が市芦に加えられ、それに抗する闘いが始つて一〇年が経過しています。

そして、公平委員会審理は一九八七年七月に第一回が開かれてから、大震災をはさんで既に七三回を数え、申立人らの立証をほぼ出し尽し、今夏にも結審を迎えようとしています。

特に、一昨年夏以降は、申立人が事実として体験してきたことを、詳細な書証の提出と合わせて証言してきました。その書証と証言により、処分者である市教育委員会の主張は完全に覆され、その立証は完全に崩されてきています。

審理の最大の争点である、「教員を事務職員に不意転させることの違法性」は教育基本法を軸とする現在の教育法制の根本の一つである「教育の自主性確保につながる教員身分保障」を侵すものとして、全国的にも大きな関心と注目、批判を浴びています。

市教育委員会が、「わが意に添わぬ教員」を永久追放する手段として人事異動を利用し、教員を「指導員」という職に封じ込めていることは明らかです。

この一〇年の間、申立人らが市芦高校へ復帰する機会は何度もあったのですが、誰ひとりとして復帰していません。

この間の審理をくもりのない目で見れば、申立人らの原職復帰は自然の道理です。

しかし、市公平委員会は既に、同種の別件裁決において、「申立人の主張、立証は措置せず」、処分者側の主張の綻びを繕いながら、その主張を全面的に認めるといふ、非常に政治的な判断をくだしています。申立人らは、その裁決を視野に入れながら、それに対する反論も含めて公平審に臨んできましたが、予断を許すところではありません。

私たちは、市公平委員会が公平・公正の原則に立ち帰り、その本来の責務を果たすことを求めます。それは、当然ながら申立人らの現場復帰を支持する裁決以外考えられないこ

とです。

この一〇年という時間は、とりわけ市芦高校現場に残っている教員や生徒にとってつきついでした。「松本教育改革」が「生徒の切り捨て」を強権でおしすすめらるものであるだけに、少数者の排除、異見への容赦ない排斥がすすんでいることに憤りをおぼえます。

例えば、大震災は生徒と親に大変な打撃を与えました。肉親を亡くし、家を失い、仕事を奪われ、彼らの生活が根こそぎに破壊されました。それでも、懸命に生きようとする親子にたいして、「松本教育改革」の推進者は、容赦なく切り捨てを行っています。一九九五年度入試においても定員内不合格は繰り返されました。そうした子どもや親に攻撃の刃を向けることで、「松本教育改革」への忠誠表明がなされているのです。こうしたことこそ「教育荒廃」と言うのです。

私たちは、市教育委員会に対して、教育行政の荒廃を厳しく指摘するとともに、地域の全体的子どもや後期中等教育の保障機関として、市芦高校を再生させることを求めます。

その第一歩として、強制配転され一〇年を数えようとする九人の教員の現場復帰を強く求めます。

以上決議します。

一九九六年三月二日

公正裁決・早期復帰要求集会参加者一同

市芦救援会通信

市芦救援会通信 臨時号 96/4 <1都100円> 発行人 玉本 格
 市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
 市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

教員身分を奪う 強制配転を許さない 生徒切り捨ての「教育改革」を許すな!



とり残された5%の子どもと共に「高校全入」を目指した市芦高校

高校への進学率が九五%に達していると言われてずいぶんたちます。これからの社会を生きていく上で、誰にも欠かせないものとして、高校教育が考えられているからです。どの子ども、どの親も、「せめて高校は」という願いを持っています。

中学校を卒業して、すぐに自分の可能性を開き、生活を支えていくには、あまりにも「むつかしい世の中だな」と誰もが思っています。同じ年頃の仲間とともに過ごす時間がもう少し欲しいと、どの子ども望んでいます。子どもの幸せのために、もう少し学校の中で自分を伸ばし、将来の準備をさせたいと願わない親はいません。

それでも、長い間九五%の壁は破れていません。取り残された5%の子どもと親がいます。高校の門を閉ざされ、高校教育から排除されてきた5%の子どもたちの多くは、社会的矛盾や差別、家庭崩壊や経済的困難など生きていることのむずかしさをいっぱい抱えています。

十五才にして、一人で抱え込むには重すぎる矛盾や困難に引き裂かれている彼らに、「低学力」「非行」「障害

児」「不登校」などのレッテルを貼って、高校の入口を閉ざしています。

少数のエリートを育てるための競争主義が働くためには、少数の切り捨てがたえず求められ、目の前でのみせしめが必要とされるものです。彼らを「高校で学ぶ資格のない者」として排除することで教育における能力序列主義管理主義は維持されているのではないのでしょうか。

これらの子どもらを排除せず受け入れ、自立を援助するとともに、彼らの「痛み」と「優しさ」を共感できる学校づくりが進められていたのが、市芦高校でした。そんな中で、一九八六年までの十年の間に五十名を越える障害を持つ子どもも卒業していきました。「共生」への手探りが始められていたのです。子どもらと共に、学校改革はいろんな面で進められていきました。時には一人の子どもが学校に来られるように、時には一人の子どもの進路を開くために、教育行政に対してもきびしい要求がなされました。「生徒の教育権を守ろう」ということを運動の原則にしていたのが教職員組合でした。

「市声処分」とは

こうした歩みを「生徒と共に」進めてきた教員を排除し、学校つぶしを強行したのが「市声処分」でした。

「行政改革」という名で教育・福祉の切り捨てが行われていますが、わざわざ「手のかかる子」を入学させていては投資効果があがらない、というのが「市声処分」の理屈です。芦屋ブランド「国際文化住宅都市芦屋の市立高校」には「手のかかる子」はふさわしくないというのです。そこには子どもの人権を、教育権を考える姿勢は少しも感じられません。

論理も乱暴ならやり方も乱暴です。その実行者が一九八六年七月就任した松本教育長です。「今の日本の痛になるのは国鉄と日教組や」という松本教育長は、「市声処分」「市声つぶし」を、まず、組合つぶしから進めました。

一九八六年十月一日、突然、組合委員長・書記長が停職一ヶ月の処分を受けました。その理由は、それまで労

市教委は、一九八七年三月に定数条例を改悪して、教員の定数を大幅に引き下げ（四三名から三名へ）、市声教育を支えてきた条件を根こそぎ破壊しました。

それも議会へウソの資料を出したり、かんじんの「教員定数の算定」指導主事としての配転等の事柄にわたってウソの答弁を繰返していたことが、議会議事録で明らかになっています。

「条例改正」を口実に、異動の強要や分限免職の脅しが教員にかけられました。これに抵抗する組合に対して、会議室を使ってはならぬ、放送を使ってはならぬ、印刷機や掲示板も使ってはならぬ、話し合いはすべて拒否する等のありとあらゆる陰湿なイヤガラセが繰り返されました。身分や異動にからめての組合脱退工作も行われました。

一九八七年四月には、市声教育を支える十年を超える教職経験豊かな教員六名が教壇を追われ、事務職員に異動させられました。かれらが特定される理由はなにも一つありません。

これを機に、一気に市教委による学校現場に対

使の合意の上で、学校運営に影響を及ぼすことなく勤務の割り振りによって組合機関会議へ出席したことを「無断職場離脱」としてです。それも一年半前にさかのぼっています。

処分資料となった学校日誌は校長が市教委の指示で偽造していたものですし、生徒の奨学金の交渉や校外学習のための出張を不承認とすることで、無理矢理「無断職場離脱」をデッチ上げてのものです。処分者の言う「無断職場離脱」の累計は二日弱であり、市の処分基準（「訓告」にあたる）からも異常なものです。

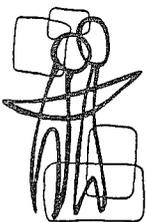
同じ日、一時間目の授業を終えて職員室へ戻った社会科の教師を、突然、同日付けで体育館へ異動させました。理由は、二年後にある高校総体ヨット競技宿泊者の旅館手配のためと市教委は言います。三人の教員は同じ一学年で、学年が軌道に乗り始めた二学期半ばにして、一学年は突然三人の教員を失ったのです。

すぐに生徒全員が、「先生を返してください」と署名で教育長や校長に求めましたが、市教委の答えは、さらに八人の教員を生徒から奪うことでした。

へ捨て切り生徒から排除教員

する直接管理が始まります。前田校長は「私は禁治産者です」と言い、職員会議は以後一度も開かれず、一切の校務運営が職務命令で行われます。一方的に任命された主任を前に立てて、秘密裡のままにカリキュラムが決まり、生徒が処分され退学させられる、という学校に変えられてしまいます。生徒の学習意欲はそがれ、教室から温もりが奪い取られていきました。

一九八七年から三度にわたって、市教委と管理職は入試において定員内にもかかわらず大量の不合格者を出させました。一九八七年は一四一名定員のところ三三名が、翌年には二五名が「高校で学ぶ資格がない」として定員内で切り捨てられました。かれらの中には、障害を持つ子、部落の子、朝鮮人の子、経済的に困難な子、家庭が崩壊している子らがたくさんいました。



破綻する「教育改革」

さらに、一九八八年には、組合委員長ら二名が「人事交流」という理由で、事務職員に強制配転させられました。かわりに新卒教員を採用してまで強制配転した理由は、力づくで進められる「教育改革」に生徒とつながりながら抵抗する教員を排除することになりました。

生徒会を中心とする「教育改革」に抗議する声はおしつぶされ、自主活動は窒息させられていきました。市声で積み上げられてきた就学保障や進路保障の教育運動は「教育改革」の趣旨に反するものとして放棄されていきました。

十余年に及ぶ生徒と教員が作り上げた遺産をすべて押しつぶした「教育改革」は、ただ教育破壊をもたらしただけでした。「教育改革一回生」は、改革三年後、卒業にこぎつけたのはわずか七四名(定員一四一名)であり、看板とされた大学進学者はわずか二名(改革直前は二十七名)という結果に終わりました。

改革一回生の卒業から一九九五年にいたるまで、生徒は入口で切捨てられ、入学後も卒業にこぎつけられず、

卒業生は激減しました。「個性に応じた進路の保障」という「教育改革」のうたい文句にもかかわらず生徒の進路は閉ざされていきました。「教育改革」がいかに多くの生徒を犠牲にし、無惨な失敗に終わったかを示しています。

「教育改革」が、教育行政本来の責務である教育条件整備を目的としたものではなく、教員と生徒の切り捨てを目的として行われたことは、その結果を見れば明らかです。

定員内にも関わらずたくさん不合格者を出すことは今日まで続いており、一九九五年度入試では阪神大震災で生活を根こそぎに奪われた子も容赦なく切り捨てられています。

震災は多くの生徒・親の生活を直撃しています。失業に追込まれたり、過労で倒れたりする親、仮設住宅で生活せざるを得ない生徒等困難をさわめています。

この教育困難に立ち向えるのは、市声高校が取組んできた就学保障、学力保障、進路保障をひとつながりのものと考え「共に学び、共に生きていく」学校を再生することです。

教員身分を奪う事務職員(指導員)への転職処分 教育基本法違反は明白

図書館や体育館、市民センター等に配転された八名の教員は、「指導員」という職名で一般行政事務職員としての勤務を命じられています。

「指導員」というのは、市規則にその職名記載があるだけで身分・職務内容についてなんら法的規定のない事務職員です。市教委も「教員ではなく事務職員」であり、「指導員は教員免許資格がなくてもよい」と証言しています。教員と指導員とは職種が異なるのですから、採用区分や採用資格は当然違います。

教員から事務職員への「転職」には、本人の同意が必要で、八名の教員は教員の仕事をその一生の仕事としてえらんだのです。

しかし、市教委は「教員としてのみ採用したわけではなく、地方公務員として採用したのだから教員も事務行政職員に命じられても当然である」と無茶苦茶なことを言い、教員身分を奪うことを正当化したつもりでいます。

また、市教委は「教員の身分を保有したまま指導員を

命じているから不利益処分でなく、本人同意は必要でない」とくりかえしています。現職の教員がその身分を持ったまま他の仕事ができるのは、地教法十九条四項に規定される「充指導主事」の場合だけです。市教委の主張は違法そのものです。

市教委が学校を「直営店」にするために、「意に添わぬ教員」を排除する手段として人事権が使われ、教員を学校から永久追放するために「指導員」への転職が行われているのです。

しかも、この間に市声高校では多数の教員が転出し、強制配転した教員を現場復帰させる機会は何度もあったのですが、一人をのぞき全員が戻れぬまま十年がたとうとしています。現場復帰にかわって、一般事務職現場を文字通りたらい回しにされています。

教育基本法は、第六条において教員身分の保障と第十条において教育の自主性保障を定めています。今回の処分は教育法制の根本を侵す違法な処分です。

結審を前にして、公正裁決早期復帰を求める

市公平委員会審理は今夏に結審の予定です。今まで七〇回を越える審理において、処分者側である市教委の主張と立証は完全に崩されています。

処分者側提出証拠が偽造であったり、証言に詰った証人が審理廷から審査長の制止をふりきって逃亡したり、証言を次々と変えたりの有り様です。

この間の審理をくもりのない目で見れば、申立人らの原職復帰は自然の道理です。

しかし、市公平委員会は既に、同種の別件裁決において、「申立人の主張、立証は信用せず」、処分者側の主張のほころびを繕いながら、その主張を全面的に認めるという、非常に政治的な判断をくだしています。申立人らは、その裁決を視野に入れながら、それに対する反論も含めて公平審に臨んできましたが、予断を許すところではありません。

市公平委員会が公平・公正の原則に立ち帰り、その本来の責務を果たすことを求めます。それは、当然ながら

申立人らの現場復帰を支持する裁決以外考えられないことです。
どんな小さな世界においてもまともな人間の言い分を通用させねばなりません。



市芦救援会に入会を

市芦救援会は、市立芦屋高校の組合弾圧による被処分者の救援を目的として、一九八六年に結成されました。不当処分撤回、原職復帰を目指し、公平委員会闘争・法廷闘争を支えています。審理法廷報告・学習会さらには他の優れた闘争との交流などを、「市芦救援会通信」として毎月一回発行しています。審理法廷闘争を支え、早期に勝利を勝ち取るため、多くの方々の支援・入会を訴えます。

私たちに支援をお願いします

●一九八六年一〇月 停職一ヶ月処分

河村央也(教 組合委員長)

深沢 忠(理 組合書記長)

●一九八六年一〇月 強制配転(指導主事)

鈴木紀之(社 高校総体事務局 再配転 八八年愛護センター)

●一九八七年四月 強制配転(指導員)

森村啓一(英 図書館 九四年文化財係 九五年市民センター)

滝山昌彦(社 社会教育文化課文化財係 九四年図書館)

小川文夫(社 学校教育課 みどり学級 九二年市民センター)

麻田利子(体 学校教育課(一年間県に出張研修) 八八年体育館)

石橋幹夫(理 同和教育課(市長部局に出向併任) 上宮川文化センター)

吉岡治子(美 同 右 九二年図書館)

●一九八八年四月 強制配転(指導員)

深沢 忠(理 学校教育課 教育研究所(後、打出教育文化センター)

申し込み先

兵庫県芦屋市剣谷九 兵高教市芦分会気付け

市 芦 救 援 会

会 費 月額 一〇三〇〇円(口数は任意)

入会申し込み・会費・カンパ等は

左記の口座に郵便振替で

郵便振替口座 〇一一七〇一三一二二四八八